

告 示

埼玉県告示第二百四十三号

測量計画機関である嵐山町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

嵐山町

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

嵐山町大字川島地内

四 作業期間

平成二十八年二月十五日から平成二十八年三月二十九日まで